

第34回鳥取地方裁判所委員会議事概要

1 開催日時

令和元年10月16日（水）午後2時30分～午後4時30分

2 開催場所

鳥取地方裁判所大会議室

3 出席者

（委員・五十音順）

大野祐輔，河本充弘，見生孝行，田中美利，中山実郎，服部雅彦，本多久美子，
松岡真弓，向洋伸，横山憲昭

（事務担当者等）

持田簡裁判事，田淵民事首席書記官，田部刑事首席書記官，松本簡裁庶務課長，
茂原事務局長，泉家裁総務課長，松本家裁総務課課長補佐（書記）

4 議題

- (1) テーマ：民事調停制度について
- (2) 次回開催テーマ等

5 議事

- (1) 新任委員の紹介
- (2) テーマについての意見交換等

裁判所事務担当者が民事調停制度の概要について説明，模擬調停の実演及び
民事調停制度の広報について説明を行った後，意見交換をした。

要旨は別紙のとおり

- (3) 前回の鳥取地方裁判所委員会及び鳥取家庭裁判所委員会（合同開催）のテーマ「裁判所における広報について」の中でいただいた御意見の検討状況

広報用ポスターやチラシに，2次元バーコードを掲載し，裁判所ホームペー

ジへのアクセスが容易となるようにした。

自治連合会を通じた各自治会へのチラシ等の配布が可能であることを確認したので、今後、利用を検討する。

鳥取県が災害情報等を発信するシステム「あんしんトリピーメール」については、現時点では、情報発信することができる機関及びその内容が災害情報等に限定されていることから、今後、利用範囲が拡大される機会があれば、利用を検討したい。

裁判官が行う裁判員制度の出前講義については、企業だけでなく、高校生や大学生などの若い世代も対象に引き続き行うとともに、同企画を通じて構築した高校とのつながりを広げ、今後の企画や取組につなげていくこととする。

広報行事により多くの方に参加していただくため、鳥取県をホームタウンとするサッカーチームであるガイナレ鳥取と協力した裁判所見学会（裁判員裁判の模擬公判）を休日に実施した。

広報行事を行う際、報道関係者に積極的に情報発信し、その結果、企画がテレビや新聞等に取り上げられ、広報効果が高まった。

6 次回開催期日等

(1) 開催方法

鳥取地方裁判所委員会及び鳥取家庭裁判所委員会を合同で開催する。

(2) 次回テーマ

「女性職員の活躍の推進について」をテーマに意見交換する。

(3) 次回開催期日

開催候補日時を令和2年6月24日（水）午後2時30分から2時間程度とする。

以上

(別紙)

テーマ「民事調停制度について」

○委員長

意見交換に先立ち、民事調停制度の概要の説明、模擬調停の実演及び民事調停制度の広報について説明を聞いていただきましたが、これらを踏まえ、裁判所の取組や工夫について御意見又は疑問点等をお聞かせいただけますでしょうか。

○学識経験者委員A

今回拝見した模擬調停では、登場人物が善良な方で良かったと思います。このような話し合いで解決できれば良いと思います。少額訴訟等を提起する前に、一旦頭を冷やして調停手続で話し合うという良い制度だと思います。ですが、調停制度は一般の方に浸透しているのでしょうか。調停制度の手続説明に関するDVDの貸し出しはしてもらえるのでしょうか。

○事務担当者

DVDの貸出しにつきましては、定型の申請用紙を御用意しています。それを御利用の上、申請していただければ、貸し出すことができます。

○学識経験者委員B

調停手続は一般の人からすると馴染みがなく、知らない方も多いと思います。私のイメージでは、調停は長い時間がかかると思っていました。第三者が入ることで話が進みやすくなる調停の仕組みは魅力ある制度だと思いますので、ホームページなどで

見れば調停手続の良さというのを知ることができると思いますが、なかなかその情報にたどり着かないのではないかと思います。

○委員長

実際に調停はどのくらいの期間がかかりますか。

○事務担当者

多くの事件が申立てから3か月以内、期日としては3回程度の期日で終了しています。1期日の調停の時間は約2時間、長引いても約2時間30分です。

○学識経験者委員C

私の現在の所属部署が相談を実際に受ける部署ですので、実際の調停の様子を見ることができて、大変勉強になりました。どのような解決方法を御案内すべきかというところで、調停という話し合いの手続もあるということを伝えていきたいと思います。

説明を聞いていて分からないことがあったのですが、調停に代わる決定とはどのようなものか、また、調停が不成立になる割合を教えてくださいませんか。

○事務担当者

まず、調停に代わる決定というのは、話し合いで解決する見込みがない場合に、裁判所が適切と思われる解決案を示すものです。この解決案に基づいた決定は、当事者双方が納得すれば調停が成立したのと同じ効果がありますが、どちらかが14日以内に異議の申立てをすると効力がなくなります。

次に、調停の不成立の割合についてですが、配布資料のうち、「調停のあらまし」の7ページ目をご覧ください。平成29年の統計結果になりますが、不成立は全体の

27. 5パーセントとなっています。

○学識経験者委員D

調停の事件数が減少してきた理由は何でしょうか。

○事務担当者

調停事件が減少している理由としては、弁護士の増加、労働審判手続との競合等、いろいろ言われています。しかし、訴訟事件も減少していますので、その指摘が一概に当てはまるのかというと難しいと考えています。

調停の認知度については、調停を初めて知ったという方が約半数、調停の呼出しがあつて初めて知ったという方が40パーセントとなっています。

○弁護士委員E

調停というのは、話し合いによる紛争解決手続で、この手続は日本に合っていると思います。優れた制度で、調停に携わる調停委員も熱心にやっています。本日模擬調停を見ましたが、実際の調停はもっと激しいやり取りとなることがあります。この制度は有効ではありますが、限界もあります。要するに、話し合いができなければ、不成立で手続が終わってしまうことになります。調停は、当事者双方の主張に余りにも隔たりのあると成立するのは難しい。弁護士の立場からは、事案に応じて、調停や訴訟等のどの手続を利用するかを検討しています。

家事の場合、調停前置の規定がありますが、民事にはそのような規定がありませんので、いきなり訴訟を提起するということもできます。法律的には難しいが、話し合いならできるとか、訴訟を提起する前に相手がどのような主張をするのか見るために利用することもあります。訴訟と調停のどちらを選択するのかということは、弁護士に

よっても違ってくると思います。

○委員長

私も代理人を長くしていましたので、調停手続の限界も感じますが、その反面、可能性もとても感じています。

○学識経験者委員F

民間企業では、紛争や困り事については弁護士に相談していると思いますが、顧問弁護士がいる企業は多くないと思います。

調停は費用が安いという説明がありましたが、130万円の場合にはいくらになりますか。また、離婚調停の申立手数料はどうですか。

○事務担当者

130万円の請求ですと、民事調停の申立手数料は6000円になります。訴訟になると、この倍の金額になります。

また、家事調停は1件につき1200円の定額になっており、請求金額によって変動するようにはなっていません。

○学識経験者委員G

調停という言葉は聞くことはありますが、調停の認知度は低いと思います。争い事を解決するならば裁判所に行くと思ってもらうことが重要で、私の所属する団体もホームページを開設して情報発信していますが、問題は どうやってそのページを見てもらうかということです。過払金の解決についてのテレビCMがありますが、弁護士がそこに導いていただければいいのではないかと思います。

○委員長

調停の認知度を上げるにはどのようにすれば良いとお考えですか。

○検察官委員H

調停の認知度を上げるためには、調停委員をクローズアップして、調停委員がどのような方で、どのような紛争を解決していくのかといった点についてもう少しアピールする必要があると思います。実現は困難でしょうが、CMのインパクトは強いので、調停制度についてCMをするということも考えられます。

また、調停の件数が減少しているという話がありましたが、事件数のグラフを見る限り、私自身はそんなに変動していないと思います。

○委員長

調停委員はどのように任命されるのか説明をお願いします。

○事務担当者

調停委員は、弁護士等の資格を有する方、専門的知識を有する方、社会生活上で豊富な知識経験を有する方といった多様な職種、御見識のある方の中から最高裁判所が任命しています。

○弁護士委員E

調停委員は、多様な人が任命されています。よくこれだけの人材を集めたなと思います。多様性があるって、素晴らしいことだと思います。ただ、多様性があるとはいえ、すべてをカバーしているわけではありませんので、特定の専門の資格を有する調停委

員がない場合もあり，そこをカバーできないかとは思いますが。

では，調停委員の職種について，どこまで広報ができるのかということですが，広報をすることで個々の調停委員の特定につながるという面もあるので，アピールにも限度があるのではないかと考えています。

○委員長

調停制度の認知度についてはいかがでしょうか。

○裁判官委員 I

調停自体は非公開で，見ることができないので，制度の本質として認知度の低さといったものが内在しているところがあると思われま

す。また，事案の内容によっては，調停手続での解決も可能と思われるものについて，訴訟手続による解決を選択されているものがあると思われま

す。若手の弁護士では調停手続の認知度自体が低いように思いますので，若手の弁護士や司法修習生にも調停制度を伝えているところ

○学識経験者委員 D

調停制度が今の時代にフィットしているかということが重要だと思います。

調停手続は非公開ということですので，実際の調停の場面を傍聴できないとしても，今回見ることができた模擬調停を広報企画に盛り込むことによって，調停制度について一般の方に知っていただく機会になるのではないかと

○学識経験者委員 A

認知度に関する点について，私も誤解していたのですが，高額な請求金額について

は、訴訟と同様に調停も簡易裁判所ではできないと思っていました。

調停という言葉は知っていますが、その先のことまでの理解に至っていないと思われます。簡易裁判所では調停を扱っていますが、簡易裁判所というと、簡易な紛争を取り扱うというイメージで、調停につながらないといったこともあると思います。

○委員長

調停の認知度を上げるには言葉の持つイメージも重要だと思いますので、裁判所として調停のイメージを向上するべく、いろいろといただいた意見を前に進めていきたいと思っています。

本日は、いろいろと有益な御意見を頂戴しまして、ありがとうございました。